

広島県告示第九百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和八年十月一日までの間、縦覧に供する。

令和八年九月十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉平谷線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
呉市押込三丁目二五四番一地先から 呉市押込三丁目六三二番一地先まで	旧	六・九〇〇 一三・七〇	一七五・一〇		
	新	一〇・四〇〇 四四・三〇	一七五・一〇	拡張	